

令和 3 年 2 月 26 日
新潟市水道局経理課

関 係 各 位

令和 3 年 3 月 20 日以降適用の「公共工事設計労務単価」並びに
「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

令和 3 年 3 月 20 日以降適用の公共工事設計労務単価（新労務単価）並びに設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）について、新潟市水道局では国の単価改正の趣旨を踏まえ下記のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 措置の内容

- (1) 令和 3 年 3 月 19 日以前に入札公告並びに指名通知し、令和 3 年 3 月 1 日以降契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で、現労務単価並びに現技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については、受注者の請求によって令和 3 年 3 月 20 日以降適用の新労務単価並びに新技術者単価に基づく請負（委託）代金額に変更できるものとします。
- (2) 令和 3 年 3 月 20 日以降に入札公告並びに指名通知し、契約を締結する請負工事・建設コンサルタント業務委託で現労務単価並びに現技術者単価により予定価格を積算した工事請負・業務委託契約については契約後、速やかに令和 3 年 3 月 20 日以降適用の新労務単価並びに新技術者単価に基づく請負（委託）代金額で変更契約いたします。
- (3) 既契約工事の残工事期間が 2 カ月以上で、単価改定前と改定後の差額が 1 % を超える額について、工事請負契約約款第 27 条第 6 項（インフレスライド）を適用し発注者・受注者協議のうえ、適切に対処いたします。

2. 技能労働者への適切な水準の賃金支払いについて

上記に伴い、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。